平成２７年（フ）第１０６４号
京都市伏見区阿波橋町415番地
債務者　福泉　榮治
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字福来920番地２
債務者　千阪久美子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第８６３号
大阪府高石市西取石７丁目８番18―303号
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３３号
堺市北区中長尾町１丁７番31号　レザムール203号
債務者　山本　和史
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９７５号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番16号
債務者　高崎　歩巳（旧姓鴻村）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８８号
大阪府河内長野市木戸２丁目14番26―101号、前住所福岡県京都郡苅田町大字与原2270番地白石寮Ｆ棟305南
債務者　富永　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９９５号
大阪府羽曳野市軽里２丁目３番地の２
債務者　中村　豊子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
香川県丸亀市津森町720番地３　サンライフワールド101号室、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷131番地
債務者　瀬戸脇　優
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１３３号
北海道室蘭市知利別町３丁目７番17号　佐々木アパート２Ｆ（右）、前住所北海道室蘭市知利別町２丁目35番４号
債務者　小柳　　愛
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
岩手県九戸郡洋野町種市第１地割15番地135
債務者　蔵　　郁子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４０号
盛岡市西下台町18番22号
債務者　吉田健太郎
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５０号
群馬県太田市岩瀬川町555番地36
債務者　大江さおり
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６２号
群馬県太田市新田荻町120番地　エクセレントＤ102、住民票上の住所群馬県伊勢崎市境上渕名739番地　境共同トレーニングセンター31号**厩**舎
債務者　清水　豊和
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２７７号
愛知県犬山市上坂町１丁目20番地
債務者　幸村　　章
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３０６号
愛知県一宮市森本５丁目８番１号　ふれあいハウスＢ
債務者　田中　龍一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３１６号
愛知県一宮市小信中島字郷東８番地　グランレイム小信中島1201号
債務者　石原　健太
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４０７０号
大阪府茨木市上郡２丁目２番11号　サンヴィレッジ上郡Ａ　101号、前住所大阪府茨木市上郡２丁目５番21号
債務者　松本　恵一
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部